熊本地震の被災者、集会所や隣保館で避難

部落解放共闘第33回全国交流会および部落解放地方共闘全国連絡会議第33回総会を11月29日・30日、大分オアシスタワーホテルで小林茂・議長、松本昇浩・副議長、濱野幸紀・事務局次長、小島剛史・幹事、事務局6人の21府県共闘93人が参加した。

組坂繁之・全国共闘議長の主催者あいさつのあと、連帯あいさつ、地元あいさつとつづき、部落解放地方共闘全国連絡会議第33回総会がおこなわれ、活動方針や予算、組坂議長などの新役員が承認された。

つづいて、特別報告「熊本地震～被災地からの報告～」では、松永信子・熊本県連女性部長から「前震」「本震」両方ともに震度7の大地震で、益城町の馬水支部や旭志支部、平田支部などの被災状況や阪神淡路・東日本大震災を教訓にせず、一切備蓄をしていなかった行政に怒りを覚えたこと、指定避難所があっても多くの住民がムラの集会所や隣保館で避難生活を送ったことなどが報告された。夕食懇親会では、各府県共闘との交流を深めた。

2日目は、高橋定・中央共闘事務局次長からの基調提案、活動交流として愛知、鳥取、兵庫、高知、大分県の共闘からとりくみ報告をうけた。最後に、赤井隆史・中央財務委員長から、画期的ともいえる「部落差別解消推進法案」の成立を求めてと題して、法案の意義や問題点、課題などについて講演があった。

あいさつする組坂繁之・中央執行委員長

被災地から報告された

全国から多くが参加した

法規制の重要性、救済法をめざす

差別事件報告集会

差別事件報告集会を12月6日、プラザホープでひらき支部員、実行委員のメンバー、労働組合、市町村行政など約297人が参加した。

はじめに、田上武・実行委員会会長、松本貞次・県連副委員長からのあいさつのあと、宮本修作・県連書記長の基調提案につづき、「差別と法規制」と題して谷川雅彦・部落解放・人権研究所所長から講演があった。谷川所長は、障害者問題や部落問題など差別の現実・実態は多くある。部落差別解消法はじめ、マイノリティにかかわる法規制は、差別の存在を認知し、差別は許されないこととして禁止した。既存する法を徹底的に活用し、救済法として発展させるための見直しにつなげていくことが大切と訴えた。つぎに「鳥取ループ・示現舎による差別図書販売とネット上における差別情報のばらまき事件として、福島隆志・常任執行委員から裁判の進捗状況などが説明された。

田上武・実行委員会会長

差別禁止法の意義を説明する谷川雅彦・所長

実態を準備書面で提出

復刻版裁判第3回口頭弁論

「全国部落調査」復刻版出版差し止め事件裁判の第3回口頭弁論が12月12日、東京地方裁判所でひらかれた。傍聴は抽選で入廷し、原告・被告から準備書面が読み上げられ、次回の原告の希望として①法律が成立したこと、②被告からの主張を出してもらい反論する、③被告の主張は横浜地裁と同じ、④ダラダラと意見を交わすことはしないことが裁判長に訴えられた。

その後の報告集会で、吉岡正博・中執からあいさつのあと、弁護士から先の裁判の説明があった。指宿弁護士から双方から準備書面の説明を5分づつおこなった。被告の準備書面は、部落調査は特定の団体だけが反対しており、復刻は学問の自由の問題として。部落を特定しなければ事件にもならないという支離滅裂な内容であり、それをうけて原告も反論した。山本弁護士は『あいつぐ差別事件』から、5年間の差別事件を整理し提出された。河村建夫・弁護士は、準備書面は提出しなくてもよかったが、被告がくだらない揚げ足をとり、ダラダラ反論するので、部落差別の現状を伝えるために提出したと説明された。中井雅人・弁護井は「全国部落調査」復刻出版差し止め解除されれば、バンバン売って金儲けしますよというツイッターから、被告の悪質さを裁判官へ訴えたことが報告された。

◆次回は3月13日、14時―東京地裁。

解放の父・松本治一郎⑤

連載（5）没後50年

没後50年を迎える「松本治一郎」の連載5回目。

松本治一郎が本部委員長に就任した翌年、福岡連隊事件がおきた。大正15年、水平運動の活動家である井元麟之が福岡連隊に入営したことをきっかけに、軍隊内で頻発していた差別事件が次々と明らかにされていった。井元は、連隊内の部落出身者で兵卒同盟を結成し、軍隊内での差別の実態を上層部に告発し、その対策を求めた。こうしたことに呼応して九州水平社は、真相の究明と改善を求めて活発にとりくみを展開した。

しかし、連隊内の差別は、単に兵隊同士の問題にとどまらず、連隊自身も数々の差別行為をおこなってきた事実から、単に連隊の問題ではなく、軍隊全体の問題となっていった。そして、11月に佐賀県で予定されていた『陸軍特別大演習』に宿舎の提供など協力を拒否したのである。これまでの抗議で連隊が約束したことが、ことごとく反故にされるとともに、「特別大演習」の際の兵隊の宿舎割り当てから部落が意図的に排除されるという事実からの、やむにやまれぬ決定であった。

さて「特別大演習」5日前のこと、突然、水平社の活動家や事務所が一斉に家宅捜査を受け、松本治一郎を首謀者として次々と逮捕・収監された。大阪での木村京太郎、松田喜一をはじめ各地で逮捕者がでたのである。罪状は『福岡連隊の爆破を企てたえん罪であり、弾圧であった。

かくして、部落差別への水平社の抗議に窮した軍隊が警察と図りおこなわれた暴挙によって、治一郎ら多くの水平社活動家が獄につながれることになった。裁判での治一郎らの無実の主張がことごとく退けられ、2年半も福岡刑務所に収監された。

治一郎が刑務所に収監されたのは、先の「徳川公爵暗殺未遂事件」につづいて2度目である。獄中の生活は、本人が手紙で『ただ今の閑生活を利用して、大いに研究している（略）』伝えており、後に入所した井元は『あの温和で優しい顔の松本先生が、いっそう優しく見えた（略）』と述べている。

松本治一郎が、福岡刑務所に収監されていた頃、日本は暗転し、明るかった大正デモクラシーの様相が消え、社会主義への弾圧、不景気などが進行していた。また、水平社内部から「水平社解消論」がでてきた、そんな時代であった。

（以下次号へ）